

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成31年3月14日  
(平成31年2月受付分)



平成31年2月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、7件でした。その中からネット通販トラブルなど実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

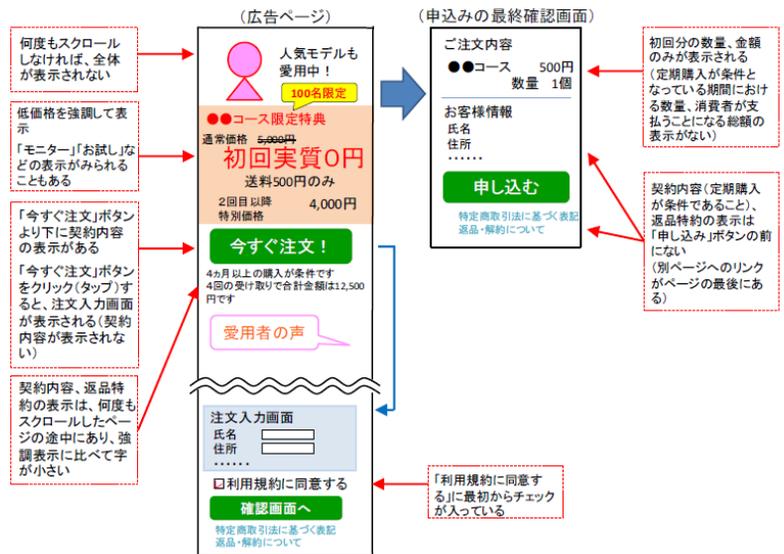
## ◆「お試し」のつもりが定期購入に！？

### (事例)

中学生の娘がネット通販でサプリメントを購入した。申込みするという事は知っており、許可していた。初回はお試し価格で安かったので申込みした。その後、二度目の商品が届き、定期購入になっていることがわかった。定期購入は解約したく、二度目の商品も出来れば返品したい。

(当事者：中学生女性)

### このような広告・申し込み画面に注意！



## アドバイス

- インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」などに従うことになります。「返品特約」の確認は、購入申し込みの「前」にしておきましょう。
- 商品を注文する際には、とくに申し込みの最終確認画面で、定期購入が条件となっていないか、定期購入が条件となっている場合はその期間や支払うこととなる総額などの契約内容をしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談しましょう(消費者ホットライン☎188)。

※(独)国民生活センターHPより引用 [http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20171116\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20171116_1.pdf)

年齢	相談内容
19	Q: 訪問してきた代理店から光回線を勧められたので、契約した。家族に相談したところ、未成年者なので、解約するよう言われた。まだ、工事はしていない。どうすれば良いか。 A: 工事前なので、申し込みの取り消しを申し出ましょう。モデムなどが届いた場合は、経緯を申し出て、受け取らないようにしましょう。

**LINE@で情報発信します!**  
アカウント名: 岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

## 岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談!!

相談電話: 086-803-1109

相談受付: 月~金 9時~16時(祝日、年末年始は除く)